

静岡市知的障害程度判定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、療育手帳の交付に関し、知的障害児又は知的障害者（以下「知的障害児（者）」という。）への福祉に係る措置が適切に行われるよう知的障害の程度の判定基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「知的障害」とは、知的機能の障害がおおむね18歳までに現れ、日常生活に支障が生じているため、特別の援助を必要とする状態をいう。

(知的障害の程度の判定)

第3条 知的障害の程度の判定は、ウェクスラー式知能検査若しくはビネー式知能検査又はこれらに類する知能検査で算出される知能指数（以下「IQ」という。）等によることを基本とし、社会生活能力、介護度等を加味した上で総合的に判断する。この場合においては、必要に応じて判定補助指標（様式第1号）及び知的障害児（者）判定補助指標換算表（別表第1）を用いるものとする。

(知的障害の程度の区分)

第4条 知的障害の程度は、静岡市療育手帳制度実施要綱（平成17年4月1日施行）の規定に基づき、重度及びその他の2つに区分し、その区分を更に別表第2に掲げる障害程度により細分する。

(療育手帳の交付年齢の下限)

第5条 療育手帳の交付は、3歳以上の者に行うものとする。ただし、ダウン症候群等で明らかに将来的に知的障害となると医学的に診断され、現に言語発達遅滞等の精神遅滞が認められる児童にあっては、3歳未満であっても療育手帳を交付することができる。

(再判定時期)

第6条 知的障害の程度の再判定については、個々の状態を考慮した上で、原則として別表第3に定めるところにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず特に継続的な福祉に係る措置の必要性が高く、定期的な指導が必要であると認められる場合には、毎年、再判定を行うものとする。

3 障害の程度が変化しないと認められるものについては、再判定を行わないものとすることができる。

(発達期発症に関する認定)

第7条 知的障害児（者）又はその保護者が、静岡市療育手帳制度実施要綱第4条の規定に基

交付
再判定
つき療育手帳 申請書を提出するとき、手帳の交付を受けようとする知的障害児（者）

のうち、申請を受け付けた時の年齢が18歳以上の者（以下「本人」という。）について、出生から18歳到達までに知的障害があらわれていたこと（以下「発達期発症」という。）を確認するための調査方法及び認定基準は以下によるものとする。

（１）発達期発症の調査方法等

ア 調査方法

地域リハビリテーション推進センター（以下「センター」という。）は、本人又は保護者に対し、別表第４に掲げる資料を可能な範囲で提出するよう要請するとともに、必要に応じて関係機関へ照会することにより、本人の発達期発症に関する資料（以下「調査資料」という。）の収集に努める。

なお、関係機関への照会については、本人又は保護者から同意を得た上で行うものとする。

イ 聞き取り調査

センターは、アにより提出された調査資料から発達期発症の認定に不足がある場合、本人の発達期を知る隣人、学校担任、同級生又は民生委員等関係者について本人又は保護者から紹介を受け、当該者から本人の発達期に関する聞き取り調査を行う。なお、聞き取り調査は本人又は保護者から同意を得た上で行うものとする。

（２）発達期発症の認定基準

ア 調査資料による認定

センターは、（１）アによる調査の結果、本人の発達期発症に関する記録を確認できたときは、発達期発症を認定する。

イ 聞き取り調査による認定

センターは、（１）イによる聞き取り調査の結果、本人の発達期発症に関する証言を得られたときは、嘱託医又は職員（以下「嘱託医等」という。）に意見を求め、本人の発達期発症が認められる旨の所見がされた場合、発達期発症を認定する。

ウ 嘱託医等の判定による認定

センターは、（１）の調査により発達期発症が確認できないとき（聞き取り調査の対象者が親族だけのときを含む）は、IQ、社会生活能力、介護度及び主治医意見等を総合的に判断し、必要に応じて嘱託医等に意見を求め、審査票（様式第３号）により本人の発達期発

症が認められる旨の所見がなされた場合に、発達期発症を認定することができる。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年3月26日から施行する。

別表第1（第3条関係）

知的障害児（者）判定補助指標換算表

1 知的障害児用

配点は各項目について1点とする。ただし、別記様式における「排泄」及び「衣類の着脱」の欄については2点とする。

（1）様式第1号その1を使用する者

	最重度	重 度	中 度	軽 度
3 歳	0～7点	8～20点	21～37点	38～42点
4 歳	0～13点	14～33点	34～47点	48～56点
5 歳	0～20点	21～37点	38～57点	58～70点

（2）様式第1号その2又はその3を使用する者

	最重度	重 度	中 度	軽 度
6-7歳及び 12-13歳	0～5点	6～20点	21～30点	31～45点
8-9歳及び 14-15歳	0～10点	11～25点	26～40点	41～55点
10-11歳及 び16-17歳	0～15点	16～35点	36～50点	51～60点

2 知的障害者用（様式第1号その4又はその5を使用する者）

配点は、社会生活能力表又は介護度表の各項目について、左欄から最重度、重度、中度、軽度と区分し、（1）により配点する。知的水準については、別表第2による障害程度により該当する点数を配点する。

(1) 配点表

	最重度	重 度	中 度	軽 度
社会生活能力	1 点	2 点	3 点	4 点
介 護 度	1 点	2 点	3 点	4 点
知 的 水 準	1 点	2 点	3 点	4 点

(2) 社会生活能力

(1) に基づいて配点された点数の合計点で、次のとおり区分する。

合計点	区 分	総合判定使用値
5～7 点	最重度	1 点
8～12点	重 度	2 点
13～17点	中 度	3 点
18～20点	軽 度	4 点

(3) 介護度

(1) に基づいて配点された点数の合計点で、次のとおり区分する。

合計点	区 分	総合判定使用値
3～4 点	最重度	1 点
5～7 点	重 度	2 点
8～10点	中 度	3 点
11～12点	軽 度	4 点

(4) 総合判定

社会生活能力、介護度の総合判定使用値及び知的水準の点数の合計点にて次のとおり判定する。

3～4 点	最重度
5～7 点	重 度
8～10点	中 度
11～12点	軽 度

別表第2（第4条関係）

障 害 の 程 度 の 基 準

障 害 の 程 度			障 害 の 程 度 の 基 準
重 度 (A)	最重度	A 1	おおむね I Q 20以下である者
	重 度	A 2	おおむね I Q 21から35までである者
	重 度	A 3	おおむね I Q 36から50までであって重複障害(身体障害者手帳3級相当以上の障害を有し、日常的に著しく介護度の高い場合又はてんかんその他により日常的に著しく介護度の高い場合をいう。)を有するもの
そ の 他 (B)	中 度	B 1	おおむね I Q 36から50まで（A 3に該当する場合を除く。）である者
	軽 度	B 2	おおむね I Q 51から70までである者又は I Q 79以下である者であって、次のいずれかに該当し、療育手帳の交付について特に必要があると認められるもの（A 1 から B 1 までに該当するものを除く。） （1）学習障害等により知的バランスの崩れが著しいこと。 （2）社会生活能力の遅れ等により社会適応が困難であること。
	軽 度	B 3	I Q 89以下である者であって発達障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する自閉症、アスペルガー症候群、学習障害又は注意欠陥多動性障害をいう。）の診断を受けたもので診断書（様式第2号）を提出したもの（A 1 から B 2 までに該当するものを除く。）

（注） I Q の測定誤差は、 ± 5 程度として区分又は細分をするものとする。ただし、 I Q 76 以上であると測定された者については、 I Q の測定誤差を考慮しないものとする。

別表第 3（第 6 条関係）

年齢	基本となる再判定の回数	備考
3 歳未満	1 年から 2 年に 1 回	
3 歳から 6 歳	2 年から 3 年に 1 回	5 歳前後の変化する時期及び就学前の時期においては、判定の必要性について確認すること。
7 歳から 20 歳	3 年から 5 年に 1 回	10 歳前後の変化する時期、中学進学前の時期、中学卒業後の進路検討の時期及び特別支援学校高等部卒業後の進路検討の時期においては、判定の必要性について確認すること。
20 歳以上	5 年から 10 年に 1 回	

別表第 4（第 7 条関係）

項目	資料
乳幼児期の記録	母子健康手帳
	お便り帳（こども園、保育所在籍時の行動観察記録等）
学歴の記録	成績表
	指導要録
	特別支援学級、特別支援学校の在籍証明書
	特別支援学級、特別支援学校の在籍が確認できるもの
福祉機関等の利用歴	行政機関への相談記録
	その他関係機関への利用歴
医療機関	小児科医又は精神科医の診断書、知能検査の結果等（発達期発症が確認できるもの）

（注）「特別支援学級」は従前の「特殊学級」、「特別支援学校」は従前の「養護学校」。

静岡市知的障害児判定補助指標

氏 名		性 別		年 齢	歳
療育手帳	A ・ B	なし	総合判定		
身体障害者手帳	() 級	なし			

1. すべての項目に（できれば○、できなければ×）をつけてください。なお、排泄については大便・小便
おのおのをチェックしてください。

身 辺 処 理	食 事	コップなどを両手で口に持っていく	コップを自分で持って飲む	自分でスプーンを持ち、すくって食べようとする	ストローで飲む	なんとかスプーンが使える	ミカン等の皮をむいて食べる	箸を使って食べようとする (にぎり箸でもよい)	飲み込まないでブクブクができる	スプーンでならほとんどこぼさないで食べる	箸を使ってほとんどこぼさないで食事する	
	排 泄	もらした時に不快感を示す (周囲の人が、わかればよい)		事後に教える (大便・小便)		事前に教える (大便・小便)		言われなくても一人で排泄する (後始末はできなくてもよい) (大便・小便)		排泄後、一人で紙を使おうとする		
	衣 類 の 着 脱	介助の時、腕や足を通そうとする		一人でパンツをおろす		かぶり物を脱げる (ボタン等のない服)		パンツをはける		大きなボタンを一人ではめる		
言 語	発 達	泣かずに声を出す	さかんにおしゃべりする (喃語)	言葉を1～2語正しくまねる	単語を2語以上正しく使える	絵を見て物の名前が言える (3つ以上)	2語文を話す (「ワンワン来た」等)	簡単な文章を言う (「パパ会社行った」等)	「きれいな」「おいしい」等の表現がある	自分の姓名を言う	同年齢の子供と会話ができる	
	言 語 理 解	話し方で感情を聞き分ける (禁止など)	「いけません」と言う と、ちょっと手をひっこめる	「バイバイ」「さようなら」の言葉に反応する	要求を理解する (おいで・ねんね・ちょうだい等)	簡単な命令を実行する (新聞を持っていってほしい等)	眼・口・耳・手・足・腹等のうち、4つ以上指示できる	「もう一つ」「もう少し」がわかる	大きい・小さいがわかる	長い・短い がわかる	色の名(赤・青・黄・緑)を聞けば指でさせる (4/4)	
運 動		物を握れる	一人で握っていられる	つかまって立ち上がれる	なぐり書きができる	歩くことができる	走ることができる (小走りでもよい)	階段を、一人で手すりにつかまっておりられる	階段を足を交互に出して登れる	○が描ける	ハサミが使える (切れればよい)	
社 会 性		身振りをまねする (オツムテンテン等)	「ちょうだい」に応じる	ほめられると同じ動作をくりかえす	困難なことに会おうと助けを求める (身振りでもよい)	友達と手をつないでいられる	仲間の人とくっついて遊ぶ	他の子と同じ物を持ちたがる	友達とけんかをすると言いつけにくる	ままごとで役を演じることができる (ごっこ遊び)	「こうしていい？」と許可を求めにくる	

2. 該当する項目すべてを○で囲んでください。

介 護 を 要 す る 事 項		備考(左記の事項につき、特に手のかかる点その頻度等の状態を具体的に記述してください)
問題行動	盗み 自傷 性的問題 徘徊 無外 寡黙 多動 固執 かん黙 破壊 乱暴 反抗 かみつ き 虚言 奇声 質問癖 収集癖 常同行動 孤立 パニック 火遊び その他 ()	
生活	食事 : 大食 異食 拒食 偏食 反芻 その他 () 排泄 : 放尿 放便 漏尿 漏便 便こね その他 () 睡眠 : 不眠 夜驚 その他 ()	
生活習慣	食事(全介助・半介助・自立) 排泄(全介助・半介助・自立) 生理の手当(全介助・半介助・自立) 着脱衣(全介助・半介助・自立) 入浴・洗面(全介助・半介助・自立) 危険物(まったくわからない・特定の場所はわかる・だいたいわかる)	
身体的側面	精神病・虚弱・肥満・身体障害 () 身体的欠陥 () ・その他 ()	
備考		

総合意見（施設で記入してください）

記入年月日 年 月 日

記入者職氏名

施設長氏名

静岡市知的障害児判定補助指標

氏 名		性 別		年 齢	歳
療育手帳		A ・ B なし		総合判定	
身体障害者手帳		() 級 なし			

1. すべての項目に（できれば○、できなければ×）をつけてください。

身 辺 処 理	パンツをはかせる時、両足を広げる	ストローで飲む(持たなくてもよい)	一人でパンツをおろす	排尿を予告する(身振りでもよい)	顔を一人で洗う(顔全体をこすって洗う)	自発的に一人で排尿する(後始末不可でもよい)	入浴時ある程度自分で体を洗う	食事はほぼ自立し、食卓でほとんど大人の世話にならないで食べる(スプーン可)	上衣を一人で着る	箸を上手に使える(細かいものも上手につまみ、こぼさないで食べる)	自分で洋服の着脱をし、大人の手をほとんど必要としない	爪がのびたら自分で切ることができる		
	表 現	単語を2語以上正しく使える	絵を見て物の名前が言える(3つ以上)	2語文を話す	自分の姓名を言う	「ボク」「ワタシ」などと言う	自分が使いたいものを友達が使っているとき「貸して」と言う	経験したことを他の子に話す	自分の名前を読む	数字を拾い読みする	ひらがなの短い言葉を一字ずつ拾い読みする	ひらがなをほとんど全部読む	幼児語を使わなくなる	
言 語	理 解	簡単な命令がわかる	簡単な質問に答える(アッチ、カイシャ等)	鼻・髪・歯・舌・へそ・爪を指示する(4/6)	大きい・小さいがわかる	赤・青・黄・緑がわかる(4/4)	動物の絵の見分けができる(犬・猫等)	指示した数(5まで)の物をとることができる	左右がわかる	わからない字があると大人に聞く	自分の姓名が書ける(ひらがな)	やさしい本なら自分で読んで理解できる	時計の針を正しく読む	
運 動		走ることができる	階段の昇り降りは一りで手すりにつかまってできる	両足でピョンピョンとぶ	まねて直線をひく	はさみを使って紙を切る	幅跳び(両足をそろえて、前にとぶ)	片足で数歩とぶ	スキップができる	ブランコに立ち乗りしてこぐ	そうきんやタオルがしぼれる	一人で縄跳びをする	低鉄棒で足を掛けて逆さまにぶらさがる	
社 会 性		困難なことにあうと助けを求める(身振りでもよい)	友達と手をつないだり、後をついて歩く(どちらかができればよい)	誘われれば遊び仲間に入れる(あとにくっついて遊ぶ)	友達とけんかをすると、言いつけにくる	「こうしていい?」と許可を求める	友達と順番に物を使う(ブランコ等)	自分が負けると悔しがる	じゃんけんの勝負がわかる	簡単な室内ゲームができる(年上の子供や大人が入ればトランプ・カルタ等)	ドッチボール・陣取り等簡単なルールの集団遊びに参加できる	小さい子や弱い子の面倒を見る	友達をやつてもらいたいと思っていることを、察してやってあげる	

2. 該当する項目すべてを○で囲んでください。

介 護 を 要 す る 事 項		備考（左記の事項につき、特に手のかかる点その頻度等の状態を具体的に記述してください）
問題行動	盗み 自傷 性的問題 徘徊 無外 寡黙 多動 固執 かん黙 破壊 乱暴 反抗 かみつき 虚言 奇声 質問癖 収集癖 常同行動 孤立 パニック 火遊び その他（ ）	
生活	食事 ： 大食 異食 拒食 偏食 反芻 その他（ ） 排泄 ： 放尿 放便 漏尿 漏便 便こね その他（ ） 睡眠 ： 不眠 夜驚 その他（ ）	
生活習慣	食事（全介助・半介助・自立） 排泄（全介助・半介助・自立） 生理の手当（全介助・半介助・自立） 着脱衣（全介助・半介助・自立） 入浴・洗面（全介助・半介助・自立） 危険物（まったくわからない・特定の場所はわかる・だいたいわかる）	
身体的側面	精神病・虚弱・肥満・身体障害（ ） 身体的欠陥（ ）・その他（ ）	
備考		

総合意見（施設で記入してください）

記入年月日 年 月 日

記入者職氏名

施設長氏名

静岡市知的障害児判定補助指標

氏 名				性 別		年 齢	歳
療育手帳	A ・ B なし			総合判定			
身障手帳	() 級 なし						

1. すべての項目に（できれば○、できなければ×）をつけてください。

身 辺 処 理	靴を一人 ではく (ひもつき でない運動 靴、左右は問 わない)	簡単な前 あきの上 着を一人 で脱ぐ (園服程 度)	顔を一人 で洗う (顔全体を こすって 洗う)	自分で大 便の後始 末をする (大便に大 人がつい て行かなく てもよい)	上着を一 人で着る (ボタンも はめる)	箸を使っ てこぼさ ないで食 べる (細かいも のもつま める)	手ぬぐい や雑巾を 固くしぼ る	一人で風 呂に入れ る (洗髪も一 人ででき る)	爪がのび たら自分 で切る	言われれ ば一人で 部屋の掃 除ができ る	天候やそ の日の活 動に合わ せて衣服 の調節が 自分でで きる	食事作法 をきちんと 守る (音をたて たり人に 不快感な 印象を与 えない)	
	表 現	自分の姓 と名が言 える	名前を呼 ばれると「 ハイ」と返 事をする (集団の中 で)	同年齢の 子供同士 で簡単な 会話がで きる	自分の名 前を読む	数字を拾 い読みす る	ひらがな の短い言 葉を一字 ずつ拾い 読みする	幼児語を 使わなく なる	必要に応 じて自分 で電話が かけられ る	必要に応 じて用件 や要点を メモでき る (行き先の メモや連 絡帳等)	目上の人 には丁寧 な言葉を使 える (仲間同士 の言葉使 いをしな い)	具体的な 事柄の日 記が書け る	相手の立 場を考え て話すこ とができ る
理 解	大きい・小 さいがわ かる (紙に書い た円でも 区別でき る)	長短がわ かる	赤・青・黄・ 緑がわか る (4/4指さ しができ ればよい)	左右がわ かる	分からな い字があ ると、大 人に聞く	しりと りをつな げる	やさしい 本なら自 分で読ん で理解で きる	時計の針 を正しく 読む	友達など へ、自分 から手紙 を書いて 出すこと ができる	簡単な漢 字を使った 文章の読 み書きは できるが、 抽象的理 解は難し い	分からな い言葉や 表現を、 辞書で調 べること ができる	日常会 話はでき るが、込 み入った 話は難し い	
社 会 性	友達とけん かをす ると言 いにつ けにく る	自分のもの と人のもの との区別 ができる (人のもの を勝手に 使ったり しない)	「こうして いい？」と 許可を求 める	ジャンケ ンの勝負 がわかる	砂場で二 人以上で 協力して 一つの山 を作る	ドッチ ボール・陣 取り等簡 単なルー ルの集団 遊びに参 加できる	警官ごっ こ等組織 だった遊 びをして 数人の子 供と遊ぶ	将棋・ト ランプ 等、複雑 なルール の遊びが できる	時間に合 わせて計 画的に行 動できる (約束の時 間を守る 等)	相手の立 場や気持 ちを考え 困ること や無理な 要求をし ない	野球・バス ケット ボール・ サッカー 等をルー ルに従っ てできる	幼児や老 人をいた わること ができる (自発的に 乗り物 の中で席 を譲ったり する)	
作 業	牛乳や ジュース をコップ に注ぐこ とができ る	食卓の用意 や後片 付けが手 伝える(言 われれば テーブル に並べたり 片付けたり)	のりづけ ができる (のりやセ ロテープ を使って 紙を貼り つける)	手本を見 て四角な どが書け る	ぞうきん やタオル がしぼれ る(滴らな い程度に しぼれ ばよい)	経験した ことを絵 に書く	紐を結ん だりほど いたりで きる(かた 結び・蝶 結び等複 雑な結び 方)	ナイフ等 の刃物を 、注意 して扱 える	金槌やド ライバー 等が使 える	掃除機・洗 濯機等の 家庭電 気器具が 扱える	お湯を沸 かして、 一人でお 茶の用意 ができる	ボタン付 けができ る	

2. 該当する項目すべてを○で囲んでください。

介護を要する事項		備考（左記の事項につき、特に手のかかる点その頻度等の状態を具体的に記述してください）
問題行動	盗み 自傷 性的問題 徘徊 無外 寡黙 多動 固執 かん黙 破壊 乱暴 反抗 かみつき 虚言 奇声 質問癖 収集癖 常同行動 孤立 パニック 火遊び その他（ ）	
生活	食事 ： 大食 異食 拒食 偏食 反芻 その他（ ） 排泄 ： 放尿 放便 漏尿 漏便 便秘 その他（ ） 睡眠 ： 不眠 夜驚 その他（ ）	
生活習慣	食事（全介助・半介助・自立） 排泄（全介助・半介助・自立） 生理の手当（全介助・半介助・自立） 着脱衣（全介助・半介助・自立） 入浴・洗面（全介助・半介助・自立） 危険物（まったくわからない・特定の場所はわかる・だいたいわかる）	
側面的	精神病・虚弱・肥満・身体障害（ ） 身体的欠陥（ ）・その他（ ）	
備考		

総合意見（施設で記入してください）

記入年月日

年 月 日

記入者職氏名

施設長氏名

（ 1 枚目）

静岡市知的障害児判定補助指標

氏 名				性 別	
生年月日	年 月 日			年 齢	歳
住所					
施設名					
療育手帳	A ・ B なし		障害名		
身体障害者手帳	() 級 なし				

（この欄は記入しないでください）

	最重度	重 度	中 度	軽 度
社会生活能力				
介護度				
知的水準				

総 合 判 定

年 月 日

最重度 重 度 中 度 軽 度

判定機関 _____

判定者氏名 _____

(2枚目)

社 会 生 活 能 力 表

— 記 入 要 領 —

各事項（身辺処理、言語表現、理解、社会性、作業）の最も該当するところへ、
1ヶ所○印を記入してください。

身 辺 処 理	他人の助けを借りなければ身のまわりの始末ができない	身のまわりの始末はどうにかできる	身のまわりの始末はできるが状況に応じた配慮ができない（例えば服装など）	身のまわりの始末はでき、状況に応じた配慮もほぼできる（例えば服装など）
言 語 表 現	単純な意思表示しかできない	ごく簡単な日常会話しかできない	限られた範囲なら日常会話はどうか通じる	日常会話はできるが、込み入った話は難しい
理 解	文字の読み書きができず、数概念も形成されていない	やさしい文字は読んだり書いたりでき、4～13字程度数えられる	ひらがな程度はなんとか読んだり書いたり、また、限られた範囲でなら簡単な買い物ができる	簡単な読み書きや金銭の計算ならができる
社 会 性	集団行動は散歩程度しかできない（他の人についていける程度）	指示されても集団行動（体操、ボールけりなど）は充分にできない	簡単な社会生活のきまりは、ある程度理解できる	簡単な社会のきまりに従って行動はできるが、事態の変化には適応できない
作 業	簡単な手伝いくらいしかできない（新聞を持ってくる、茶碗の出し入れなど）	監督のもとで簡単な作業ができるが長続きしない（庭の草とり、雑巾がけなど）	単純な作業はできるが自発性に乏しい	作業は訓練によってかなりできるようになる

特記事項がありましたらご記入ください

--

(3枚目)

介 護 度 表

— 記 入 要 領 —

各事項（日常生活、問題行動、保健面）で最も該当するところに○印を記入し、具体的な介護の状況を記述してください。なお、問題行動の欄では、1～10までの該当する行動を○印で囲んでください。

	常時多くの面で介護が必要	時々または一時的あるいは一部介護が必要	注意・配慮が必要	点検が必要
日常生活の介助 (食事・排泄・着脱 清潔面等の介助)	基本的生活習慣が形成されていないため、常時多くの面で介護が必要	基本的生活習慣の形成が不十分なため一部介助が必要	基本的生活習慣はほぼ自立しているが、注意・配慮が必要	基本的生活習慣は自立している
	(具体的な介助の状況)			
問題行動の看護 1.興奮・乱暴 2.多動 3.自傷 4.破衣 5.火遊び 6.放浪 7.収集・盗み 8.性的問題 9.性格の偏り	問題行動が顕著で常時監護が必要	問題行動があるために監護が必要	行動面で時々注意・指導が必要	行動面で特別の指導を必要としない
で 監	(具体的な監護の状況)			
保健面の看護 (健康管理・服薬等の看護 てんかん発作等あればその程度を具体的に記入してください)	健康管理のために、常に注意・看護が必要	健康管理のために、時々注意・看護が必要	健康管理はほぼできているが、ある程度配慮が必要	保健面での注意を特別必要としない
	(具体的な看護の状況)			

記入年月日 年 月 日

記入者 ・ 職氏名

施設長 氏名

(4枚目)

知 的 水 準

—このページは記入しないでください—

I Q/DQ M. A. (検査名)

判定年月日 年 月 日

知的水準判定 最重度 重度 中度 軽度

判定者氏名

（ 1 枚目）

静岡市知的障害者判定補助指標

氏 名				性 別	
生年月日	年 月 日			年 齡	歳
住所					
施設名					
療育手帳	A ・ B なし		障害名		
身体障害者手帳	() 級 なし				

（この欄は記入しないでください）

	最重度	重 度	中 度	軽 度
社会生活能力				
介護度				
知的水準				

総 合 判 定

年 月 日

最重度 重 度 中 度 軽 度

判定機関_____

判定者氏名_____

(2枚目)

社 会 生 活 能 力 表

— 記 入 要 領 —

各事項（身辺処理、言語表現、理解、社会性、作業）の最も該当するところへ、
1ヶ所○印を記入してください。

身 辺 処 理	他人の助けを借り なければ身のまわ りの始末ができな い	身のまわりの始末 はどうにかできる	身のまわりの始末 はできるが状況に 応じた配慮ができ ない（例えば服装 など）	身のまわりの始末 はでき、状況に応 じた配慮もほぼで きる（例えば服装 など）
言 語 表 現	単純な意思表示し かできない	ごく簡単な日常会 話しかできない	限られた範囲なら 日常会話はどうに か通じる	日常会話はできる が、込み入った話 は難しい
理 解	文字の読み書きが できず、数概念も 形成されていない	やさしい文字は読 んだり書いたりで き、4～13字程度数 えられる	ひらがな程度はなん とか読んだり書いた り、また、限られた 範囲でなら簡単な買 い物ができる	簡単な読み書きや 金銭の計算ならば できる
社 会 性	集団行動は散歩程 度しかできない （他の人について いける程度）	指示されても集団 行動（体操、ボー ルけりなど）は充 分にできない	簡単な社会生活の きまりは、ある程 度理解できる	簡単な社会のきま りに従って行動は できるが、事態の 変化には適応でき ない
作 業	簡単な手伝いくら いしかできない （新聞を持ってく る、茶碗の出し入 れなど）	監督のもとで簡単 な作業ができるが 長続きしない（庭 の草とり、雑巾が けなど）	単純な作業はでき るが自発性に乏し い	作業は訓練によっ てかなりできるよう になる

特記事項がありましたらご記入ください

--

(3枚目)

介 護 度 表

— 記 入 要 領 —

各事項（日常生活、問題行動、保健面）で最も該当するところに○印を記入し、具体的な介護の状況を記述してください。なお、問題行動の欄では、1～10までの該当する行動を○印で囲んでください。

	常時多くの面で介護が必要	時々または一時的あるいは一部介護が必要	注意・配慮が必要	点検が必要
日常生活の介助 (食事・排泄・着脱 清潔面等の介助)	基本的生活習慣が形成されていないため、常時多くの面で介護が必要	基本的生活習慣の形成が不十分なため一部介助が必要	基本的生活習慣はほぼ自立しているが、注意・配慮が必要	基本的生活習慣は自立している
	(具体的な介助の状況)			
問題行動の看護 1.興奮・乱暴 2.多動 3.自傷 4.破衣 5.火遊び 6.放浪 7.収集・盗み 8.性的問題 9.性格の偏り	問題行動が顕著で常時監護が必要	問題行動があるために監護が必要	行動面で時々注意・指導が必要	行動面で特別の指導を必要としない
で 監	(具体的な監護の状況)			
保健面の看護 (健康管理・服薬等の看護 てんかん発作等あればその程度を具体的に記入してください)	健康管理のために、常に注意・看護が必要	健康管理のために、時々注意・看護が必要	健康管理はほぼできているが、ある程度配慮が必要	保健面での注意を特別必要としない
	(具体的な看護の状況)			

記入年月日 年 月 日

記入者 ・ 職氏名

施設長 氏名

(4枚目)

知 的 水 準

—このページは記入しないでください—

I Q/DQ M. A. (検査名)

判定年月日 年 月 日

知的水準判定 最重度 重度 中度 軽度

判定者氏名

ふりがな

氏 名：_____

生年月日：_____年 _____月 _____日（満 _____歳）

住 所：_____

診断名（ICD に準拠して記載してください）

- ・ _____（ICD コード：_____）
- ・ _____（ICD コード：_____）
- ・ _____（ICD コード：_____）

以下の情報については、判定の参考とするため詳しく記載してください。

<発達歴および当時の行動特徴、現在の状況など>

- ・ 乳児期から幼児期早期（1歳6箇月健康診査くらいまで）
例）視線が合わない、歩き始めや言葉の始まりの遅れなど
- ・ 幼児期
例）3歳児健康診査での指摘事項、保育園・幼稚園など集団場面での問題行動など
- ・ 児童・青年期（小・中・高校、大学、専門学校等）
例）学習上の問題、日常生活上の問題、対人面の問題など
- ・ 成人期
例）就労の状況、社会適応の状況など
- ・ その他特記事項
例）頭部外傷等の障害の原因となるできごとの有無など、参考となる事項

記載日：_____年 _____月 _____日

医療機関名・所在地

医師氏名

この用紙に書き切れない場合は別紙に記載の上、添付すること。

					氏名
審 査 票					
日付	担当医師名	審査結果 (療育手帳交付について)			意見
		可	否	保留	
		可	否	保留	
		可	否	保留	
再判定 要 年後 ・ 不要					
* 発達期発症についての所見 * 障害程度区分についての所見 * 再判定についての所見 * 今後のケース処遇にあたっての注意事項等					